

軍需局の反動が為り調停不可能なりと調停者を通知し未だつたのでありま
す。而し能く改産業平和を希ふ私共は斯う如き會社の背信行為に對してと
隱忍自重し再度の激進調停線に奔走に應じたのであります。

此の調二十餘日會社に言を左右し、少くも誠意を見せざるのみならず調停
工作中にも保うが思ふ分にも従業員家庭の婦女子を強迫解雇するが威嚇し、ま
た金銭と甘言をもつて裏切を強要する等、従業員が要求を潰滅せしめんとす
る不徳を數へて去りつ、あります。

私共は國防上の重要なる仕事に従事することを自覺し、且つ誇りとするもの
でありますか、果して今國會社が云ふが如く、口實に協定を北に子覺書に對し
て軍部が反對されたのであつか、此の懸甚だ奇怪至極に、疑問に堪へざる
ところでありませう。

現に會社に之を口實として公的機關が正式に調停せる覺書を破棄し、恬とし
て恥ぢざる態度であります。

軍部の名を楯として、労働者の切實なる苦願を蹂躪する、この悪逆無道な態度
は單なる軍需品の工場に於ける労働問題としてではなく、廣く社會問題上に及
ぼす思想的反響は甚大であります。

故に一會社の許術的言辭として見逃かすことなく、
營利の辭には國家も國軍も國防もなく手段を擇びざる破廉恥的、資本家を撤
底的に懲懲することと誓ふ。
廣く天下に之を訴へて是正する御扶助を乞ふ次第であります。

昭和十年八月八日
昭和製煉所従業員一同
日本労働總同盟東京鐵工組合 大森第四支部
大森區大森町五丁目梅屋敷通り

覺書

株式會社昭和製煉所對従業員ノ待遇改善ニ關スル紛議ハ本日 大森警察署署長並
炭谷憲兵分隊ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決セリ 茲ニ覺書ヲ四通シ作
製場事務者並調停者若老通シテ保持スルモノトス

- 一、本團ニ限リ昇給ハ日給ニ銀ヨリ拾五支迄トシ會社ノ査定ニ依リ七月十五日
附ラ以テ之ヲ施行ス、但シ第三工場並分工場従業員ニ就テハ第一工場従業員
トノ均等ヲ計ルモノトス
- 二、請取作業ノ協定ハ左ノ方法ヲ以テス
(一) 近ク會社が計画實施セントスル新制度ヲ原則トシ
(二) 之が合理化ヲ確保スベキ各工場別ノ機關タル專門委員會ヲ設置ス
(三) 之ヲ專門委員會ハ懇談會トシテ之ヲ決定シテ之ヲ執行スルモノトス
- 三、而シテ同委員會ハ職員三名ト各職場ハ表六名位ヲ以テ構成シ特ニ機能ノ
活用ニ重ク置ク
- 四、入社以來未滿六ヶ月ヲ經過セルモノハ調査ノ上本備トス
退職手續制ノ改正、徹夜作業ノ可及的廃止、工場衛生設備ノ改善及軍事應
召ニ對スル給與等ニ就テハ右ノ委員會ニ附議ノ上決定ス

昭和十年七月十五日